

中津市人事行政の運営等の状況

令和4年9月

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び中津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年中津市条例第 4 号）の規定に基づき、令和 3 年度の中津市人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用と退職の状況

(単位：人)

区分	採用	退職			
		定年	自己都合	その他	計
令和 3 年 4 月 1 日	68				
令和 3 年 4 月 2 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	14	19	36	11	66
令和 4 年 4 月 1 日	92				

(2) 職員数の状況

部 門	区 分	職員数 (人)		対前年 増減数
		令和 3 年度	令和 4 年度	
一般行政部門	議 会	7	7	0
	総 務	133	134	1
	税 務	39	39	0
	労 働	2	2	0
	農林水産	49	53	4
	商 工	27	27	0
	土 木	72	82	10
	民 生	133	132	▲1
	衛 生	51	55	4
	小 計	513	531	18
部 特別行政部門	教 育	99	101	2
	警 察	-	-	-
	消 防	119	120	1
	小 計	218	221	3
会 公営企業等 計 部門	病 院	379	395	16
	水 道	17	18	1
	交 通	-	-	-
	下 水 道	20	22	2
	そ の 他	40	38	▲2
	小 計	456	473	17
総合計		1,187 [1,559]	1,225 [1,579]	38

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算見込）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 2年度の人件費率
3年度	82,626人	45,384,160千円	2,564,052千円	7,344,540千円	16.1%	14.5%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算見込）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
3年度	733	2,784,968千円	565,161千円	1,149,180千円	4,499,309千円	6,138千円

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.9	311,600円	375,190円
技能労務職	58.0	383,000円	417,013円
教育職	41.5	320,200円	356,242円

(注) 平均給料月額とは、令和4年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

(4) 職員の初任給の状況（4年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	188,700円	199,900円
	高校卒	154,900円	164,700円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（4年4月1日現在）

区分		経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年
一般行政職	大学卒	285,800円	337,300円	363,600円
	高校卒	216,300円	250,300円	335,300円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	59人	11.5%
2級	主事・技師	45人	8.8%
3級	主任	141人	27.5%
4級	主査	62人	12.1%
5級	主幹（総括）・主幹	114人	22.2%
6級	課長・課長補佐	28人	5.5%
7級	課長	51人	9.9%
8級	部長	13人	2.5%

- (注) 1 中津市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員の手当の状況（4年4月1日現在）

ア 期末手当・勤勉手当・退職手当

区分				加算措置
期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置：5～20%
	6月期	1.2月 (0.675月)	0.95月 (0.45月)	
	12月期	1.2月 (0.675月)	0.95月 (0.45月)	
	計	2.4月 (1.35月)	1.9月 (0.9月)	
退職手当		自己都合	早期・定年	定年前早期退職時特例措置：2～20%
	勤続20年	19.6695月分	24.58688月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	

- (注) 期末手当・勤勉手当の（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 特殊勤務手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
伝染病等防疫従事手当	防疫作業に従事する職員	感染症及び家畜伝染病等の防疫作業	日額	300円
防疫作業手当	市民病院に勤務する職員、消防吏員、国保診療所に勤務する職員	新型コロナウイルス感染症の患者に接する作業	日額	4,000円
		新型コロナウイルス感染症の疑いのある者に接する作業	日額	3,000円
社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事する職員	身寄りのない者の死亡時の埋火葬作業	1件	3,000円
行路死亡等収容作業手当	行路死亡人等の収容作業に従事した職員	行路死亡人等の収容作業	1件	3,000円
行路死亡等埋火葬作業手当	行路死亡人等の埋火葬作業に従事した職員	行路死亡人等の埋火葬作業	1件	2,000円
養護老人ホーム勤務職員死体処理作業手当	養護老人ホーム勤務職員	養護老人ホームに勤務する職員が死体処理に従事し、死体に直接触れる作業	1件	2,000円
夜間看護等手当	市民病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師	勤務時間が深夜の全部を含む勤務のとき	1回	8,600円
		勤務時間が深夜の4時間以上を含む勤務のとき	1回	4,150円
		勤務時間が深夜の2時間以上を含む勤務のとき	1回	3,620円
		勤務時間が深夜の2時間未満を含む勤務のとき	1回	2,490円
オンコール手当	市民病院に勤務する医療職職員	緊急患者等に対処するために待機し、待機期間中に呼出しを受けた緊急医療業務等	1回	1,240円
麻酔業務手当	市民病院に勤務する医師	全身麻酔を行う業務	1件	5,000円
手術室勤務手当	市民病院(手術室)に勤務する助産師、看護師	手術業務	1日	300円
		手術業務(作業従事時間が4時間未満の場合)	1日	180円
放射線取扱手当	市民病院に勤務する診療放射線技師	X線等の放射線を人体に対して照射する業務	1日	800円
		X線等の放射線を人体に対して照射する業務(作業従事時間が4時間未満の場合)	1日	480円
臨床検査手当	市民病院に勤務する臨床検査技師	臨床検査業務	1日	500円
		臨床検査業務(作業従事時間が4時間未満の場合)	1日	300円
解剖補助業務手当	市民病院に勤務する臨床検査技師	死体解剖の補助業務	1体	2,500円
分娩業務手当	市民病院に勤務する医師	分娩の業務	1件	30,000円
新生児担当医手当	市民病院に勤務する医師	新生児集中治療室担当業務	1人	5,000円
待機手当	医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員	(症状が急変した入院患者及び救急外来患者に対処するために自宅等で待機することを依頼された場合)	1日	500円
薬剤取扱手当	市民病院に勤務する薬剤師	市民病院院内薬局にて薬剤取扱業務に従事した場合	1日	900円
		市民病院院内薬局にて薬剤取扱業務に従事した場合(作業に従事した時間が4時間未満の場合)	1日	540円
医師手当	国保診療所に勤務する在職10年未満の医師	国保診療所での医療業務	月額	41,000円
	国保診療所に勤務する在職10年以上の医師	国保診療所での医療業務	月額	44,000円
診療所勤務手当	国保診療所に勤務する医師	国保診療所での医療業務	月額	66,500円以内
往診手当(国保診療所医師)	国保診療所に勤務する医師	患者への往診業務	月額	往診料の100分の25
獣医師手当	家畜診療所に勤務する獣医師	獣医師業務	月額	14,700円
往診手当(獣医師)	家畜診療所に勤務する獣医師	往診業務	月額	往診料の100分の50
救助業務手当	消防吏員	水難救助において、船舶等水上での危険な業務等	1件	100円
救急救命手当	消防吏員(救急救命士)	救急救命士法に規定する特定行為の処置等	1件	700円
	消防吏員	機器を使用した気道確保の処置や結核等感染症傷病者の搬送	1件	100円
潜水業務手当	消防吏員	潜水による消防業務	1件	1,000円
災害派遣医療チーム参加手当	市民病院に勤務する職員	日本DMAT活動要領(平成18年4月7日付け医政指発第0407001号厚生労働省医政局指導課長通知)に基づく派遣の要請により災害派遣医療チームに参加した場合	1日	10,000円
		日本DMAT活動要領に基づかない災害派遣医療チームに参加した場合(管理者が定める災害に対処する場合に限る。)	1日	5,000円

ウ その他の手当

区分	内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者：7級以下 6,500円 8級 3,500円 ●子：10,000円 ●配偶者と子以外の扶養親族（父母等） 7級以下：1人につき 6,500円 8級：1人につき 3,500円 ●配偶者を欠く職員の扶養親族のうち1人目の子：10,000円 ●配偶者を欠く職員の子以外の扶養親族（父母等）のうち1人目：7級以下 6,500円 8級 3,500円 ●満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき：加算額 5,000円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅：1,800円 ●借家・借間 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃額が月額 23,000円以下の場合：家賃額－12,000円 ・家賃額が月額 23,000円超 55,000円未満の場合 ：(家賃額－23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃額が月額 55,000円以上の場合：27,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ●交通機関等利用者：全額支給（支給限度額 55,000円） ●交通用具使用者：交通用具及び距離に応じて 2,300円～34,900円 (上記のほか、要件を満たす者に上限 4,400円/月の駐車場料金を支給)
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ●部長（医療職）：院長 150,400円 副院長 112,000円 看護部長 63,000円 ●部長（医療職以外）：69,000円 ●次長：63,000円 ●課長（医療職）：診療部長、センター長、所長（国保診療所）等 82,600円 部長、副看護部長等 56,000円 所長（家畜診療所） 43,000円 ●課長（医療職以外）：本庁 56,000円 支所 43,000円 ●参事（支所以外）：29,000円
単身赴任手当	●距離区分に応じて 30,000円～100,000円
宿日直手当	●一般の宿直：5,800円（市民病院に勤務する職員は、5,900円）
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都で勤務する職員：20% ●福岡市で勤務する職員：10% ●医療職（1）給料表の適用を受ける職員：16%

エ 特別職の報酬等の状況

種類	区分	月額	区分	期末手当	退職手当
給料	市長	885,000円	6月期	1.625月	885,000円×在職月数×0.43 (任期ごとに支給)
			12月期	1.625月	
	副市長	727,000円	計	3.25月	727,000円×在職月数×0.34 (任期ごとに支給)
報酬	議長	448,000円	6月期	1.625月	
	副議長	406,000円	12月期	1.625月	
	議員	388,000円	計	3.25月	

3 級別及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表(一)

級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師又は消防士の職務	96	13.5%	主事	61	174	24.4%	係員級
				技師 消防士	15 20			
				計	96			
2級	経験を必要とする業務を行う主事、技師又は消防士の職務	78	11.0%	主事	56	174	24.4%	係員級
				技師 消防士	4 18			
				計	78			
3級	主任の職務	198	27.8%	主任	198	198	27.8%	主任級
				計	192			
4級	1 主査の職務 2 副主任研究員、社会教育主事又は指導主事の職務 3 職務の複雑、困難及び責任の度が前2項に掲げる職務と同程度のものとして市長が定める職の職務	98	13.8%	主査	91	98	13.8%	主査級
				副主任研究員 社会教育主事 指導主事	1 1 5			
				計	98			
5級	1 主幹の職務 2 副署長、分署長又は出張所長の職務 3 職務の複雑、困難及び責任の度が前2項に掲げる職務と同程度のものとして市長が定める職の職務	138	19.4%	主幹(総括)	122	138	19.4%	主幹級
				館長 次長(係長級) 場長 所長 出張所長 査察指導員 主幹 特別監査官 副署長	0 1 0 4 1 0 9 0 1			
				計	138			
6級	1 課長の職務 2 署長又は困難な業務を処理する副署長、分署長若しくは出張所長の職務 3 課長補佐又は署長補佐の職務 4 職務の複雑、困難及び責任の度が前3項に掲げる職務と同程度のものとして市長が定める職の職務	34	4.8%	課長	10	89	12.5%	課長級
				室長 局長補佐 出張所長 分署長 副署長 課長補佐 署長補佐	0 0 0 1 1 22 0			
				計	34			
7級	1 困難な業務を処理する課長の職務 2 困難な業務を処理する署長の職務 3 職務の複雑、困難及び責任の度が前2項に掲げる職務と同程度のものとして市長が定める職の職務	55	7.7%	課長	50	55		
				館長 室長 局長 署長 議会事務局次長	0 2 2 0 1			
				計	55			
8級	1 部長、支所長又は次長の職務 2 消防長又は消防本部次長の職務 3 職務の複雑、困難及び責任の度が前2項に掲げる職務と同程度のものとして市長が定める職の職務	15	2.1%	部長	7	14	2.0%	部長級
				支所長 教育次長 議会事務局長 会計管理者 消防長 消防本部次長	4 1 1 1 1 0			
				計	15			
合計		712	100.0%					

医療職給料表(一)

級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師の職務	0	0.0%	医師		-	-	医師級
				計				
2級	医長又は困難な医療業務を行う医師の職務	0	0.0%	医長		-	-	医師級
				計				
3級	診療所長又は困難な医療業務を行う医長の職務	1	50.0%	診療所長	1	2	100.0%	診療所長級
				計				
4級	困難な医療業務を行う診療所長の職務	1	50.0%	診療所長	1	1		
				計	1			
合計		2	100.0%					

医療職給料表(二)

級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	獣医師の職務	0	0.0%	獣医師	0	-	-	獣医師級
				計	0			
3級	経験を必要とする業務を行う獣医師の職務	0	0.0%	獣医師	0	-	-	獣医師級
				計	0			
4級	主任獣医師の職務	2	0.0%	主任獣医師	2	-	-	主任獣医師級
				計	2			
5級	困難な業務を行う主任獣医師の職務	0	0.0%	主任獣医師		-	-	主任獣医師級
				計				
6級	診療所長又は特に困難な業務を行う主任獣医師の職務	0	0.0%	診療所長	0	-	-	診療所長級
				主任獣医師	0			
				計	0			
7級	特に困難な業務を行う診療所長の職務	0	0.0%	診療所長		-	-	診療所長級
				計				
合計		2	0.0%					

医療職給料表(三)

級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0%	准看護師		-	-	看護師級
				計				
2級	看護師又は経験を必要とする医療業務を行う准看護師の職務	0	0.0%	看護師		-	-	看護師級
				准看護師				
				計				
3級	主任准看護師又は経験を必要とする医療業務を行う看護師の職務	0	0.0%	看護師	0	-	-	主任級
				主任准看護師	0			
				計	0			
4級	主任看護師又は困難な医療業務を行う主任准看護師の職務	0	0.0%	主任看護師	0	-	-	主任級
				主任准看護師	0			
				計	0			
合計		0	0.0%					

幼稚園職員給料表

級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	幼稚園教諭の職務	0	0.0%	幼稚園教諭		-	-	幼稚園教諭
				計				
2級	困難な業務を処理する幼稚園教諭の職務	21	100.0%	幼稚園教諭	21	21	100.0%	
				計	21			
	合計	21	100.0%					

技能労務職給料表

級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0	0.0%	技師		-	-	技師級
				計				
2級	経験を必要とする業務を行う技師の職務	0	0.0%	技師		-	-	
				計				
3級	主任の職務	0	0.0%	主任		-	-	主任級
				計				
4級	主査の職務	0	0.0%	主査	0	-	-	主査級
				計	0			
5級	主幹の職務	5	100.0%	主幹	5	5	100.0%	主幹級
				計	5			
6級	市長が定める者の職務	0	0.0%	課長		-	-	課長級
				計				
	合計	5	100.0%					

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況

勤務場所	勤務時間帯	休憩時間
本庁	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	60 分

(注) 職場又は職種によっては、上記と異なります。

(2) 休暇等の状況

種類	概要	取得状況
年次有給休暇	暦年により 20 日付与。20 日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。	10.3 日 (平均)
介護休暇	介護を最低 2 週間以上必要とし、一の継続する状態ごとに連続する 6 月の期間内（無給休暇）	0 人
育児休業	子が 3 歳に達する日までの期間（無給休暇）	24 人 (内男性 1 人)

(注) 1 取得状況は、令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日の暦年での状況です。

2 上記以外に、公務災害休暇、病気休暇及び特別休暇等があります。

3 育児休業の取得人数は、令和 3 年度中に育児休業を取得した人数です。

5 職員の分限及び懲戒処分状況

分限処分					懲戒処分				
免職	降任	降給	休職	計	免職	停職	減給	戒告	計
0	0	0	5	5	0	0	2	0	2

6 職員のサービスの状況

区分	許可件数	主な許可内容
職務専念義務の免除	0 件	スポーツ大会出場、体育大会競技審判員等
営利企業等の従事	42 件	営農組合事務、消防団員活動等

7 職員の研修の状況

中津市では「中津市職員研修基本方針」において、公務員としての基本的な資質をより一層向上させることと、内包する可能性や能力を最大限に引き出すことを目的とした職員研修の実施を人材育成の中心的な役割を担うものと位置づけ、その充実・強化に努めています。

なお、令和3年度の職員研修の主な実施状況は以下のとおりです。

職場外研修

研 修 名	受講者数	研 修 内 容
人権研修	699 名	人権意識の高揚を図り、同和問題に対する正しい理解と認識を深める。
新規採用職員研修	28 名	公務員としての自覚と意識の確立を図るとともに、基本的な知識、技術を習得させ職場への適応能力を養う。

派遣研修

研 修 名	受講者数	研 修 内 容
大分県自治人材育成センター派遣研修	282 名	基本研修、階層別研修、職務研修等。
その他派遣研修	3 名	市町村アカデミー等の各研修機関への派遣を通じて専門的な知識・技術の習得及び向上を図る。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業等の状況

項目	受診者数	内容
定期健康診断	1,124名	一般検査、尿検査、便潜血等

(2) 公務災害等の発生状況

認定件数	内訳	
	公務災害	通勤災害
10件	10件	0件

(3) 職員互助会の運営状況

団体名	会員数	決算額 (千円)	市負担金 (千円)	主な事業
職員互助会	1,138名	16,684	5,321	福利厚生事業・給付事業

9 公平委員会の業務の状況

(令和3年度 単位：件)

項目	内容					
勤務条件に関する措置要求	要求件数	調査・審査結果				
		取下げ	打切り	判決	棄却	却下
	0	—	—	—	—	—
不利益処分に関する不服申立て	申立件数	調査・審査結果				
		結審済み	審理中	中断		
	0	—	—	—		
苦情の処理	相談件数	調査・処理結果				
		調査中	打切り	解決		
	1	—	—	1		

10 職員の公益通報等の状況

(1) 公益通報の状況

(令和3年度 単位：件)

件数	内容	調査結果	是正措置等の内容
0	—	—	—

(2) 不当要求行為の報告の状況

(令和3年度 単位：件)

件数	内容	調査結果	是正措置等の内容
0	—	—	—

(3) 不利益な取扱いに係る是正の申立ての状況

(令和3年度 単位：件)

件数	内容	調査結果	是正措置等の内容
0	—	—	—